

申し合わせ

【用宗沿岸漁業者協議会】

シロアマダイ操業申し合わせ

令和7年9月12日改正

共第16号共同漁業権海域におけるシロアマダイ操業について、漁場利用秩序、資源保護並びに安全操業のため、令和8年1月以降のシロアマダイ操業に係る諸事項に関して、次のとおり申し合わせを行う。

1. 適用区域

共第16号共同漁業権海域

2. 操業期間

漁業者、遊漁船業者、プレジャーボートを問わず、11月1日から翌年5月末日まで。

※清水漁協以外の漁協所属船による、はえ縄漁業の操業は通年自粛されたい。

3. 操業時間

漁業者、遊漁船業者、プレジャーボートを問わず日の出から13時まで。

※はえ縄操業については最終縄入れを13時までとする。

4. 注意事項

- ・遊漁船業者、プレジャーボートの持ち帰り数は、1日1人あたり15尾までとする。
- ・漁業者、遊漁船業者、プレジャーボートを問わず、全長20cm未満の個体は再放流とする。
- ・アカアマダイについては、この申し合わせ内容に該当しないものとする。